

登録金融機関業務の廃止の公告

当組合は、2021年10月31日をもって登録金融機関業務を廃止することといたしました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに登録金融機関業務に關し顧客から預託を受けた財産及びその計算に關しては、結了が必要な顧客取引及び返還の方法につきまゝ、顧客財産はございません。以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

2021年10月1日
北海道網走郡美幌町字青山南30番地1
美幌町農業協同組合
代表理事組合長 清野政彦